

# 北海道における鳥獣保護管理事業計画の体系

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づく計画の体系

## ○ 国

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（基本指針）を策定

鳥獣保護管理事業  
計画の基本的指針  
【法第3条】

- 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
- 希少鳥獣の保護に関する事項
- **鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項**
- 指定管理鳥獣の管理に関する事項

基本指針に即して鳥獣保護管理事業計画を策定

## ○ 都道府県

鳥獣保護管理事業計画  
【法第4条】

- 鳥獣保護区（特別保護地区）及び休猟区に関する事項
- 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- 鳥獣の捕獲許可（管理目的）に関する事項
- 特定猟具使用禁止（制限）区域、及び休猟区に関する事項
- **特定鳥獣保護（管理）計画の作成に関する事項**
- 鳥獣の生息状況調査に関する事項
- 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- 鳥獣保護管理事業に関する普及啓発に関する事項など

## ○ 都道府県

**第一種特定鳥獣保護計画【法第7条】**  
 生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画

北海道該当なし

（※福井県など9府県でツキノワグマ保護計画策定）

**第二種特定鳥獣管理計画【法第7条の2】**  
 その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画

- 鳥獣の種類
- 計画期間、区域
- 生息数の適正な水準及び生息地の範囲、管理目標
- 指定管理事業の実施に関する事項など

- **ゴマフアザラシ（H28 第2期計画策定）**
- **ヒグマ（H28 第1期計画策定）**
- **エゾシカ（H28 第5期計画策定）**

（※45都府県で6種類の管理計画を策定）